

令和5年第1回養老町臨時会会議録

令和5年第1回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和5年5月15日第1日）

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長選挙について
(追加日程)
- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第2号 副議長選挙について
- 日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 日程第6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第7 発議第4号 予算特別委員会の設置について
- 日程第8 選任第3号 予算特別委員会委員の選任について
- 日程第9 発議第5号 議会改革特別委員会の設置について
- 日程第10 選任第4号 議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程第11 発議第6号 議会だより編集特別委員会の設置について
- 日程第12 選任第5号 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 日程第13 選挙第3号 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について
- 日程第14 同意第1号 監査委員の選任同意について
- 日程第15 承認第1号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第16 承認第2号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第17 承認第3号 専決処分の承認について（令和4年度養老町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第18 承認第4号 専決処分の承認について（令和4年度養老町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第19 同意第2号 固定資産評価員の選任同意について
- 日程第20 議案第32号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第2号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

臨時議長	早崎百合子	議長	野村永一
○出席議員			
1番	佐野伸也	2番	大橋みち子
3番	西脇康	4番	清水由美子
5番	北倉義博	6番	岩永義仁
7番	吉田太郎	8番	早崎百合子
9番	野村永一	10番	松永民夫
11番	水谷久美子		
○欠席議員			
	なし		

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	森島恵照	総務部長	川口智也
総務部総務課長	近藤晴彦	総務部 企画財政課長	尾前眞理
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長兼 健康福祉課長	近藤真由美
住民福祉部 住民環境課長	藤田勝彦	住民福祉部 子ども課長	香川明美
産業建設部長	大倉修	産業建設部参事兼 産業建設部 産業観光課長	竹中修
産業建設部長 建設課長	吉村和人	産業建設部長 水道課長	加納康宏
会計管理者	松岡弘泰	会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代
教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹	消防次長兼 消防課長	大倉巧
消防総務課長	古川博規		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開会時間 午前9時30分)

○**議会事務局長(中島和哉君)** おはようございます。

本日は、議員並びに執行部の皆様には、何かと御多用のところ、令和5年第1回養老町議会臨時会に御参集賜り、ありがとうございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員に臨時議長の職務を行っていただきます。

それでは、年長議員であります早崎百合子議員を御紹介いたします。

早崎百合子議員、恐れ入りますが、議長席へ御登壇願います。

[臨時議長 議長席に着席]

○**臨時議長(早崎百合子君)** ただいま紹介されました早崎百合子でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

それでは、開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。

傍聴者の皆さんも、御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○**臨時議長(早崎百合子君)** ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。なお、執行においては、高橋消防長が消防大学校新任消防長研修のため、欠席の報告を受けています。

ここで町広報員に限り、今臨時会の議場内の写真撮影並びに報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたします。

また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

なお、役場1階ロビーのモニターでもインターネットライブ中継を放送いたします。

このほか本臨時会においては、上着とネクタイの着用を自由としております。

ただいまから令和5年第1回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

ここで町長の御挨拶をお願いいたします。

町長 川地憲元君。

○**町長(川地憲元君)** マスクを取らせていただきまして、失礼をいたします。

改めまして、おはようございます。

臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第1回養老町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には御多用のところ御参集賜り、誠にありがとうございます。

議員各位におかれましては、先月執行されました養老町議会選挙におきまして、めでたく御当選の栄に浴されましたことを心からお喜びを申し上げます。おめでとうございます。

それぞれの皆様方、町民の支援、強い負託に基づいて選出されました。特に新たになられましたお二人の議員の皆さん、その席に座られて感無量ではないかと思えます。公約や初心を忘れず、お互い頑張っていきたいと存じます。

執行部共々、町民の皆さんの生命、財産、安心・安全のため努力をしてみたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、4月の人事異動で、議場にも課長級に2名昇進して加わり、女性の部長、局長、課長が7人となりました。若い管理職も増えてきております。発想や提案にすばらしいものがございますが、経験値が少し足りない点もあるかもしれません。御指導・御鞭撻いただけたら幸いです。

さて、5月に入り、石川県能登半島を震源とする地震では最大震度6強、また千葉県南部では最大震度5強、鹿児島県トカラ列島近海の地震では震度5弱と巨大地震が相次いで発生をしております。5月だけで震度3以上の地震が国内で三十数回観測されております。いつ発生するか分からない災害には、日頃の備えが大切でございます。いま一度、自助・共助について見直し、慌てることなく適切な行動を取られるよう準備をよろしくお願いいたします。

また、長期にわたる新型コロナウイルス感染症も、5月8日からは、いわゆる感染症法上の2類相当から季節性インフルエンザと同等の5類に移行されました。しかし、5類になったからといってコロナウイルスがなくなったわけではございません。感染予防のため引き続き十分に気をつけなければなりません、ウイズコロナの中で日常を取り戻していかなければならないと思っております。

コロナで多方面に暗い影を落としておりましたが、新たな視点や生活様式が生まれ、地方でできること、地方だからできることが見直されているのも事実でございます。そして、人口減少対策でございますが、国を挙げて食い止めるための施策を展開しておりますが、この流れを大きく変えることは難しいのではないかなと思っております。

こうした中、その中の特徴、その町の特徴を生かしながら進めるまちづくりを行う必要性があり、改めて人づくりを行う転換期にもあると思っております。地域社会の活性化に資する関係人口の創出や、ここにしかない、養老にしかないローカルなものとの結びつけ、本町の魅力を再発見することで、未来も自然豊かで活力ある養老を目指して、分かりやすく丁寧に、時にはどうする町長という苦渋の決断をしながら町政運営に努めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましても、格別の御協力をよろしくお願いいたします。

本日提案いたします議案は、条例の専決処分が2件、補正予算の専決処分が2件、人事案件が2件、補正予算案が1件と合計7件ございます。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（早崎百合子君） 町長の挨拶が終わりました。

○臨時議長（早崎百合子君） それでは、日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席とします。

○臨時議長（早崎百合子君） 続きまして、日程第2、選挙第1号 議長選挙についてを
議題とします。

議長選挙については、いかなる方法がよろしいでしょうか、お諮りをいたします。

○5番（北倉義博君） 選挙でお願いします。

○臨時議長（早崎百合子君） 5番 北倉義博君、ただいま投票により選挙を行うよう発
言がありましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（早崎百合子君） ただいまの出席議員は11名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に西脇康君、清水由美子君を指名します。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（早崎百合子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（早崎百合子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（早崎百合子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票を願います。

〔投票〕

○臨時議長（早崎百合子君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○臨時議長（早崎百合子君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

西脇康君、清水由美子君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（早崎百合子君） 開票結果を報告します。

投票総数11票、有効投票9票、無効投票2票です。

有効投票のうち、野村永一君8票、私、早崎百合子が1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、野村永一君が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（早崎百合子君） ただいま議長に選出された野村永一君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選されました野村永一新議長より、御挨拶をお願いします。

○新議長（野村永一君） ただいま栄えある議長の選任に当たり、心から感謝いたします。

今回の町議会議員選挙には、定数13名から11名という非常に厳しい選挙で戦ってまいりました。その中での議長を仰せつかり、責任の重さを痛感いたします。

それぞれ個性あふれる議員の皆様を通じて、町民皆様の意見、御要望をどのように行政に反映させるか我々の重要な課題でございます。また、厳しい財政事情の中で、住んでよかった養老町を目指して邁進してまいりますもので、議員の皆様、並びに執行の皆様のお指導・御鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。（拍手）

○臨時議長（早崎百合子君） ありがとうございます。

それでは、野村永一議長、議長席にお着き願います。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（野村永一君） それでは、これより議長の職務に当たらせていただきます。

お諮りします。

追加議事日程として、追加日程第1、議席の指定ほか19件を日程に追加したいと思います。それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議席の指定のほか19件を日程に追加することに決定いたしました。

ただいま追加されました日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（野村永一君） それでは、追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

○議長（野村永一君） 次に、追加日程第2、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、1番 佐野伸也君、2番 大橋みち子君を指名し

ます。

○議長（野村永一君） 次に、追加日程第3、会期の決定を議題とします。

この臨時会は、本日の1日としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日と決定いたしました。

○議長（野村永一君） それでは、追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

副議長選挙については、いかなる方法がよろしいか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 5番 北倉義博君。

○5番（北倉義博君） 投票をお願いします。

○議長（野村永一君） ただいま5番 北倉義博君より、投票により選挙を行うよう発言がありましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（野村永一君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に北倉義博君、岩永義仁君を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（野村永一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（野村永一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（野村永一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

北倉義博君、岩永義仁君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（野村永一君） 開票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票10票、無効投票1票です。

有効投票のうち、吉田太郎君9票、岩永義仁君1票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、吉田太郎君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（野村永一君） ただいま副議長に当選された吉田太郎君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選されました吉田太郎新副議長より御挨拶をお願いします。

○新副議長（吉田太郎君） ただいまは養老町議会副議長という大役を皆様方に投票いただきまして、誠にありがとうございます。野村議長を支えながら、養老町の安心・安全のために1年間一生懸命頑張っていきます。どうか皆様方の協力をよろしく願いまして挨拶といたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（野村永一君） 副議長の挨拶が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、追加日程第5、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第2項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、総務民生委員会委員には、佐野伸也君、西脇康君、岩永義仁君、吉田太郎君、私、野村永一、次に松永民夫君、以上の6名を指名します。

また、産業建設委員会委員には、大橋みち子君、清水由美子君、北倉義博君、早崎百合子君、水谷久美子君、以上の5名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり各常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。それでは、直ちに各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いします。

総務民生委員会は4階北委員会室にて、産業建設委員会は4階南委員会室にてお願い
します。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後でお知らせします。

(午前10時06分 休憩)

(午前10時33分 再開)

○議長(野村永一君) 休憩を解き、再開します。

休憩中に各常任委員会が開催されました。

その結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、総務民生委員会委員長 西脇康君。

○総務民生委員長(西脇 康君) ただいまの休憩中に、委員全員の出席の下に総務民生
委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私西脇康が投票により、副委員長には松永民夫委員が指
名推選により選任されました。

私はもとより微力ではございますが、委員各位の御支援をいただきながら、当委員会
に課せられました健全な行政運営の推進を図りながら、人口減少、少子高齢化対策や災
害対策などの充実に努め、健康で生き生きと暮らせるまちづくりのため、さらなる福祉
事業の推進を総括し、当委員会としての役割を果たす所存でございます。よろしく御指
導・御鞭撻のほどお願い申し上げます。

以上、総務民生委員会の報告といたします。

○議長(野村永一君) 次に、産業建設委員会委員長 清水由美子君。

○産業建設委員長(清水由美子君) ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に産業建設
委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私清水由美子が投票により、副委員長には北倉義博委員
が指名推選により選任されました。

このたび委員長の重責を仰せつかり、微力ではございますが委員皆様の協力の下、安
全で快適な住みよいまちづくりや活力ある産業づくり、企業誘致の推進のため、都市生
活基盤の強化・充実や道路体系の整備に全力で努力いたす所存でございます。よろしく
御指導のほどお願い申し上げます。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長(野村永一君) 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長(野村永一君) 次に、追加日程第6、選任第2号 議会運営委員会委員の選任に

ついてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第2項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会運営委員会委員には、佐野伸也君、西脇康君、岩永義仁君、早崎百合子君、松永民夫君、以上5名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、追加日程第7、発議第4号 予算特別委員会の設置についてを議題とします。

この予算特別委員会の設置については、議員全議員による提案であります。

よって、趣旨説明、質疑及び討論を省略して採決を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、追加日程第8、選任第3号 予算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、予算特別委員会委員には、佐野伸也君、大橋みち子君、西脇康君、清水由美子君、北倉義博君、岩永義仁君、吉田太郎君、早崎百合子君、松永民夫君、水谷久美子君、以上10人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、予算特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、追加日程第9、発議第5号 議会改革特別委員会の設置についてを議題とします。

この議会改革特別委員会の設置については、議員全員による提案であります。

よって、趣旨説明、質疑及び討論を省略して採決を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、追加日程第10、選任第4号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会改革特別委員会委員には、佐野伸也君、西脇康君、北倉義博君、早崎百合子君、松永民夫君、以上5人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、追加日程第11、発議第6号 議会だより編集特別委員会の設置についてを議題とします。

この議会だより編集特別委員会の設置については、議会議員による提案であります。
よって、趣旨説明、質疑及び討論を省略して採決を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、追加日程第12、選任第5号 議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会だより編集特別委員会委員には、大橋みち子君、清水由美子君、岩永義仁君、吉田太郎君、不肖私野村永一、以上5人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会運営委員会及び各特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後でお知らせします。

議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。

（午前10時45分 休憩）

（午前11時27分 再開）

○議長（野村永一君） それでは、休憩を解き、再開します。

休憩中に議会運営委員会及び各特別委員会が開催されました。その結果について、委員長長の報告を求めます。

初めに、議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○**議会運営委員長（早崎百合子君）** ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に議会運営委員会を開会しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、不肖私早崎百合子が投票により、副委員長には西脇康委員が指名推選により選任されました。

私は自ら浅学非才を顧みて、責任の重さを痛感しておりますが、皆様の御協力をいただきながら、議会の円滑な運営に誠心誠意努力をいたす所存でございます。よろしく御指導御鞭撻のほどお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○**議長（野村永一君）** 次に、予算特別委員会委員長 吉田太郎君。

○**予算特別委員長（吉田太郎君）** ただいま休憩中に、委員出席の下に予算特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私吉田太郎が指名推選により、副委員長には西脇康委員が指名推選により選任されました。

もとより微力な私でございますが、委員各位の御協力をいただきながら、一般会計及び各特別会計等の補正予算並びに新年度予算の審査を行いたいと存じます。

なお、審査に当たっては、各事業の進捗状況を十分に把握するとともに、長期的な推移を十分に検討し、町民の目線により効率的かつ効果的な予算編成がなされるよう年間を通し慎重な審議を行いたいと存じます。

以上、予算特別委員会の報告とさせていただきます。

○**議長（野村永一君）** 次に、議会改革特別委員会委員長 北倉義博君。

○**議会改革特別委員長（北倉義博君）** ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に議会改革特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私北倉義博が指名推選により、副委員長には松永民夫委員が指名推選により選任されました。

議会が二元代表制の一翼として、町民の皆様の負託に応え得る、また町民により身近な議会としての役割を果たしていくため、議会のあるべき姿や議会改革の流れについて、さらに調査・研究を行い、皆様方の御協力をいただきながら議会内部から改革を進められるよう鋭意努力する所存でございます。御指導・御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、議会改革特別委員会の報告といたします。

○**議長（野村永一君）** 次に、議会だより編集特別委員会委員長 清水由美子君。

○**議会だより編集特別委員長（清水由美子君）** 議会だより編集特別委員会報告をさせて

いただきます。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に議会だより編集特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私清水由美子が投票により、副委員長には吉田太郎委員が指名推選により選任されました。

今後、委員各位の協力を得ながら、議会活動が町民の皆様により身近で親しまれるよう、住民目線に立った読みやすく分かりやすい紙面づくりに鋭意努力いたす所存でございます。御指導・御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、議会だより編集特別委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 各委員長の報告が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、追加日程第13、選挙第3号 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく議長の指名による指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名推選を行うことに決定しました。

それでは、南濃衛生施設利用事務組合議会議員に清水由美子君、早崎百合子君、水谷久美子君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました清水由美子君、早崎百合子君、水谷久美子君を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、清水由美子君、早崎百合子君、水谷久美子君が南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、清水由美子君、早崎百合子君、水谷久美子君について、この議員に当選されたことを告知します。

○議長（野村永一君） 次に、追加日程第14、同意第1号 監査委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、5番 北倉義博君の退場を求めます。

〔5番 北倉義博君 退場〕

○議長（野村永一君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました同意第1号 監査委員の選任同意の説明をさせていただきます。

議員のうちから選任される監査委員の任期については、議員の任期によることとされており、養老町議会議員の任期が令和5年4月29日をもって満了となったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議員のうちから新たに、住所、岐阜県養老郡養老町小倉397番地1、氏名、北倉義博氏を監査委員として選任するため、同意を求めるものでございます。

以上で、同意第1号 監査委員の選任同意についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔5番 北倉義博君 入場〕

○議長（野村永一君） それでは、追加日程第15、承認第1号から追加日程第18、承認第4号及び追加日程第20、議案第32号の計5議案は、逐条上程後、質疑、討論を経て採決を行います。

なお、追加日程第19、同意第2号の1議案は、同意の人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して採決を行います。

まず、追加日程第15、承認第1号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました承認第1号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）についての説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、養老町税条例の一部を改正し、同年3月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、税務課長より補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 永嶺税務課長、自席にて補足説明。

○総務部税務課長（永嶺早苗君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の税条例新旧対照表の1ページを御覧ください。

第32条の4、第32条の6、第32条の8、第80条及び第83条については、納付書への地方税統一QRコードの表記による施行規則様式の新設に伴い、改正を行うものです。

次に、4ページを御覧ください。

附則第5条については、法改正に合わせて、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の期限を3年延長するものです。

附則第7条については、令和3年度改正における附則第46条を削る改正規定の施行に伴い、改正を行うものです。

附則第7条の2については、法改正に伴う項ずれの改正を行うとともに、法規定の新設に合わせて、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置に係る減額割合を定める規定を新設するものです。

次に、6ページを御覧ください。

附則第7条の3については、附則第7条の2に係る税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定するものであり、かつ条例の項ずれによる改正を行うものです。

次に、7ページを御覧ください。

附則第12条の2及び附則第12条の6については、法改正に合わせて、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定の削除を行うものです。

次に、8ページを御覧ください。

附則13条については、法改正に合わせて、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について特例の期限を3年間、25%軽減の対象については2年間延長するものであり、かつ項ずれによる改正を行うものです。

次に、11ページを御覧ください。

附則第13条の2につきましては、附則第13条の改正に伴う規定の整備を行うものです。

附則第14条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用年限を3年延長するものです。

次に、12ページを御覧ください。

附則第22条については、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について、規定の整備を行うものです。

次に、議案の3ページを御覧ください。

附則第2条については今回の改正に伴う固定資産税の経過措置を、附則第3条については軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

施行日については、この条例は令和5年4月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、追加日程第16、承認第2号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました承認第2号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、養老町国民健康保険税条例の一部を改正し、同年3月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 藤田住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせてい

たきます。

別添資料、養老町国民健康保険税条例新旧対照表 1 ページを御覧ください。

まず、第 2 条第 3 項及び第 25 条第 1 項では、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「20万円」から「22万円」に引き上げるものであります。

2 ページを御覧ください。

次に、課税限度額の引上げに伴い、第 25 条第 1 項第 2 号では、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を現行の「28万 5,000円」から「29万円」に、同項第 3 号では、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を現行の「52万円」から「53万 5,000円」に改めるものです。

次に、第 25 条の 2 では、本条例の改正に伴い規定の整備を行うほか、不要な語句について削除するものであります。

次に、第 26 条の 2 第 2 項では、申請に係る提示書類について一部改正をするものであります。

また、4 ページ以降の附則第 2 項から第 4 項、第 6 項から第 10 項及び第 13 項でも、今回の改正に伴い、規定の適正化により語句を改めるものであります。

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行いたします。

ただし、令和 4 年度までの国民健康保険税につきましては、従来例によるものといたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 11 番 水谷久美子君。

○11 番（水谷久美子君） 今回の国保税の限度額の引上げで、被保険者への影響、いわゆる見込まれる増収分はどのような金額を試算したのかということと、今回の限度額の引上げの目的ですね、それについて 2 点お尋ねしておきたいと思います。

○議長（野村永一君） 藤田住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（藤田勝彦君） まず 1 点目の影響額についてでございますが、基本的に所得割に影響するものでございまして、今年度の賦課がまだですので、令和 4 年度と比較ということで御理解いただきたいと思います。

令和 4 年度の賦課の今年 4 月 1 日現在の比較をさせていただきますと、限度額の影響する世帯は 93 世帯、そのうち 76 世帯が 22 万の限度額に達すると見込まれます。また、軽減につきましては、2 割軽減から 5 割軽減に変更される世帯が 9 世帯、また 2 割軽減に

該当する世帯が13世帯が新たに認定されます。トータルで賦課額といたしましては、93万1,800円の増額になります。

もう一点につきまして、今回の目的につきましては、後期高齢者支援金等課税額ですので、この金額は御存じのとおり後期高齢者の負担金に当たりますので、そちらのほうの増額に伴う補填というふうに理解しております。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、追加日程第17、承認第3号 専決処分の承認について（令和4年度養老町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました承認第3号 専決処分の承認について（令和4年度養老町一般会計補正予算（第10号））につきまして、その内容を説明させていただきます。

今回の補正予算は、繰越明許費の変更に関するものであり、予算の総額の変更はございません。

議案の2ページ、第1表 繰越明許費補正を御覧ください。

款8土木費、項2道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業の内容につきまして、町道小倉西小倉線の物件調査業務及び詳細設計業務の2つになりますが、令和5年第1回定例会3月議会におきまして、一般会計補正予算（第9号）で繰越明許費を設定したところでございます。その後、工期等の変更、対応変更等に伴いまして、契約額の増額が判明いたしました。そういったことで繰越明許費を3,000円増額変更いたしたいということで上程するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

これより暫時休憩といたします。

再開は午後1時5分といたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後1時04分 再開）

○議長（野村永一君） それでは、休憩を解き、再開いたします。

○議長（野村永一君） 次に、追加日程第18、承認第4号 専決処分の承認について（令和4年度養老町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました承認第4号 専決処分の承認について（令和4年度養老町一般会計補正予算（第11号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4億5,058万3,000円を追加し、予算総額を131億8,244万円とするもので、令和5年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

主な補正の内容は、ふるさと納税寄附金、子育て世帯生活支援特別給付金事業、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていた

だきます。

最初に、8、9ページの歳出から説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、17目ふるさと応援基金費では、寄附金総額11億855万円のうち3億1,992万3,000円は、寄附者の御意向に沿いそれぞれの事業へ充当し、残り7億8,862万7,000円を基金に積み立てました。また、今後の重点施策の推進に備えて4億円を追加で基金に積み立てることとし、予算との差額である3億9,499万7,000円を増額しました。

次に、6、7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款9地方特例交付金、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金では、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置に伴う減収を補填するための交付金として、131万6,000円を計上しました。

款17寄附金、項1寄附金、2目総務費寄附金のふるさと納税寄附金（一般分）では、寄附金見込額が11億855万円となりましたので、予算との差額991万7,000円を増額いたしました。

寄附金の充当については、8、9ページを御覧ください。

寄附金は、寄附者の御意向に沿い、まちづくりのビジョンの施策の柱である未来を担う人づくりに関連する事業として、款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費の小学校管理事務へ997万円、安心・安全な生活基盤づくりに関連する事業として款3民生費、項1社会福祉費、3目福祉医療費の重度心身障害者医療事業へ296万8,000円、活力あふれる基盤づくりに関連する事業として、款2総務費、項1総務管理費、6目企画費の養老鉄道活性化事業へ148万2,000円、行政経営機能の強化に関連する事業として款2総務費、項1総務管理費、3目財政管理費の公会計財務書類作成事業へ50万円の計1,492万円を充当し、財源更正を行いました。また、ふるさと応援基金積立金に充当していた500万3,000円を減額しました。

6、7ページに戻りまして、款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、積立金の財源及び財源調整として4億3,405万9,000円を増額いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に8、9ページの歳出から説明させていただきます。

款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付金事業では、令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について補助金交付額が確定し、超過交付分の返還が生じたため、返還金1,428万

2,000円を計上いたしました。

款4衛生費、項1保健衛生費、2目予防費の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業では、令和2年度（令和3年度への繰越）分、令和3年度（令和2年度からの繰越）分、令和3年度分の新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金額及び令和3年度（令和2年度からの繰越）分の新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金額が確定し、超過交付分の返還が生じたため、返還金4,130万4,000円を計上いたしました。

次に、6、7ページの歳入について説明させていただきます。

款20諸収入、項4雑入、5目過年度収入では、令和3年度分の新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金額が確定し、不足分として529万1,000円を計上いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、追加日程第19、同意第2号 固定資産評価員の選任同意についてを議題といたします。

なお、本案は同意の人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました同意第2号 固定資産評価員の選任同意について、御説明をさせていただきます。

地方税法第404条第1項の規定に基づき、固定資産評価員を設置しておりますが、令和5年4月1日付の人事異動により固定資産評価員が異動したため、地方税法第404条

第2項の規定に基づき、固定資産に関する知識及び経験を有する者のうち新たに選任するため、同意を求めるものでございます。

住所、岐阜県養老郡養老町飯田1333番地、氏名、永嶺早苗、税務課長でございます。

以上で、同意第2号 固定資産評価員の選任同意についての説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、追加日程第20、議案第32号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第32号 令和5年養老町一般会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億8,078万円1,000円を追加し、予算総額を119億149万2,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、デジタル田園都市国家構想推進交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯生活支援特別給付金事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長、産業建設部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2 総務費、項1 総務管理費、5目財産管理費の社会保障・税番号システム整備事業では、マイナポイント第2弾の申込期限が令和5年9月末まで延長されたことに伴い、マイナポイント申込みに必要なサポート人員の確保等に要する経費として、581万3,000円を計上いたしました。

次に、6、7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、個人番号カード交付事務費補助金として、750万円を増額しました。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を増額するとともに、低所得生活への支援のための低所得世帯支援枠が措置されました。

当町においても、物価・エネルギー価格の高騰による社会生活への影響が継続していることから、臨時交付金を活用した事業を実施することといたしましたので、9,645万8,000円を計上し、該当事業へ財源充当いたしました。

充当先事業につきましては、8、9ページの款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の物価高騰に伴う低所得世帯支援事業4,934万5,000円、款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費の肥料コスト低減体系構築促進事業補助金436万5,000円にそれぞれ充当いたしました。

また、10、11ページの款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費のプレミアム付商品券事業1,744万9,000円、款10教育費、項2小学校費、3目学校給食費の小学校給食管理事務1,477万3,000円、同じく教育費の項3中学校費、3目学校給食費の中学校給食管理事務1,052万6,000円にそれぞれ充当し、財源更正いたしました。

6、7ページの歳入に戻りまして、款18繰入金、項1基金繰入金、4目ふるさと応援基金繰入金では、基金繰入金を充当していた事業に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したため、1,170万9,000円を減額しました。

5目まちづくり整備基金繰入金についても、基金繰入金を充当していた事業に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したため、3,000万円を減額しました。

また、款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額1億6,941万8,000円を増額いたしました。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（近藤真由美君） それでは、私から住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業では、個人番号カード交付事務補助金を活用し、マイナンバーカード申請者へのカード交付事務を遅滞なく行うために、必要なサポート人員の確保等に要する経費とし

て168万7,000円を計上いたしました。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の物価高騰に伴う低所得世帯支援事業では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、住民税非課税世帯等に1世帯につき3万円の給付費及び給付に係るシステム改修委託料や事務費などで8,211万円を計上いたしました。

項2児童福祉費、1目児童福祉総務費では、子育て世帯生活支援特別給付金事業では、低所得の子育て世帯に1世帯5万円の給付費及び給付に係るシステム改修委託費や事務費などで、1,142万2,000円を計上しました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6、7ページの款14国庫支出金、項2国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、子育て世帯生活支援特別給付事業の事業補助金として850万円、事務費補助金として292万2,000円の合計1,142万2,000円を計上いたしました。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 大倉産業建設部長、自席にて補足説明。

○産業建設部長（大倉 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、8、9ページの歳出から説明させていただきます。

款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費の肥料コスト低減体系構築促進事業補助金では、先ほど総務部長が申しました国の補助金を活用し、肥料価格の高騰により農業経営に影響を受けている農業者を支援することを目的に、有機肥料である堆肥の購入費等の一部を助成するため436万5,000円を計上いたしました。

続いて10ページ、11ページに移りまして、款7商工費、項1商工費、2目商工振興費のデジタル田園都市国家構想推進交付金事業では、国の同名の交付金のデジタル実装TYPE2の採択を受けたことから、養老Payの利便性向上などを図るため、システム改修に係る委託料として2億7,538万4,000円を計上いたしました。

次に、6、7ページの歳入について説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、4目商工費国庫補助金では、デジタル田園都市国家構想推進交付金1億3,769万2,000円を計上いたしました。

以上、産業建設部の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） ただいま近藤住民福祉部長より、訂正の発言の許可を得るように申込みがございました。

許可をいたします。

近藤住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（近藤真由美君） 先ほど私の説明の中で、子育て世帯生活支援特別給付金事業で、1世帯当たり5万円と説明を申し上げましたが、児童1人当

たりの間違いでしたので訂正させていただきます。どうも申し訳ありません。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 3点について質問をいたします。

まず1点目ですが、8、9ページの民生費、社会福祉総務費の関係で、物価高騰に伴う低所得世帯の支援事業であります。住民税非課税の低所得者ということで1世帯当たり3万円ということですが、件数は何件ほど予定をされているかということと、2点目は、その下の民生費でございますが、これも低所得が対象で児童1人当たり5万円ということですが、何名が対象になっておるかということ、そうしてから3点目ですが、農林水産業費の関係で、肥料の構築促進事業補助金関係であります。一部助成という説明でありましたが、助成の割合はどれだけかということと対象件数は何件ぐらい予定されておるか。それで、それ以上に申込みがあった場合、財源が、予算が436万5,000円でございますので、これ以上オーバーした場合、どのような考え方を持っておられるか、この3点をお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（近藤真由美君） まず私のほうは、物価高騰に伴う低所得者世帯の対象件数につきましては、2,500世帯を予定しております。以上でございます。

○議長（野村永一君） 香川子ども課長、自席にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） 2点目の質問、子育て世帯生活支援特別給付金事業の対象の児童の人数でございますが、170人分を見込んでおります。以上です。

○議長（野村永一君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの松永議員の御質問でございますが、割合といたしますか、こちらの件数と割合でございますが、これまでの有機肥料の平均額約1,200円程度を考えております。また、対象件数としましては、面積を相当として考えております。

失礼いたしました。対象面積としましては、3万6,191アールでございます。

また、予算につきましては、現状では予算の範囲内としたいというふうを考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 今の面積の関係ですが、3万6,000アールということですが、

二、三人の方でこれをクリアした場合、あとの方はもういわゆる補助対象にはならないということによろしいのですか。

○議長（野村永一君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） こちらにつきましては、令和4年度の産地交付金で堆肥の散布実績ということで対象面積を上げておりますので、二、三名の方ということではなく、現在散布されておる方に対しては対象になるだろうというふうに考えております。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 7番 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 款3民生費の社会福祉費の中の物価高騰に伴う低所得者の方ですけれども、電力・ガス・食料となっていますけど、これの割合とか何かもしあれば教えてほしいんです。それともそれは関係ないのか教えてほしいです。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（近藤真由美君） 電気・ガス・食料品等の割合等は特にございません。国のほうから1世帯当たり3万円という額が出ておりましたので、その額で予算計上させていただいております。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 令和5年一般会計補正予算（第2号）における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金重点交付金9,645万8,000円についてですが、国が物価高対策として3月28日、地方創生臨時交付金の重点交付金を1.2兆円増額し、自治体から国へ実施計画の提出が5月29日、第1回締切りということですが、これに対応した補正でしょうか、確認させてください。また、2回目の締切りが10月2日というふうな報道もあるんですが、現時点で当町にそういう通達はあるのかどうか確認させてください。

また、実施計画の記載に当たっては、推奨事業メニュー、また推奨の事業メニューに該当しない事業の必要性もうたわれているということですが、これらに関して今回の補正にどのように検討されたのかお答えください。

松永議員の関連ですが、低所得者世帯支援事業及び生活支援特別給付金事業ですが、それぞれ対象世帯にはいつ頃振り込まれるのか、振込時期についてお知らせください。

あと、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業2億7,538万4,000円についてですが、スマートタウン養老プロジェクトということで、スマートタウンとは日本語にすると、最新のデジタル技術を装備した賢い自治体というような意味だそうです。議会に提案す

るまで、県内外でのこの事業の調査・研究されたと思いますが、どのぐらいの自治体がこのデジタル田園都市国家構想推進交付金の事業の採択を受け事業を展開しているのか、県内・県外の状況をお知らせください。

あと実施主体が町とGMOペイメントゲートウェイ株式会社としていますが、事業展開を企業に委ねるのではなく、町の責任で進めるべきと考えますが、議会に提案するまでの期間や協議の内容は町の主導で行われたのでしょうか。また、担当課においては非常にたくさんの公務をしていかなければいけないということですが、この事業に当たる進捗の職員体制はどのように充実されているのか、まず伺っておきたいと思います。

○議長（野村永一君） 尾前企画財政課長、自席にて答弁。

○総務部企画財政課長（尾前眞理君） ただいまの水谷議員の御質問の1点目から3点目までにつきまして、私のほうから御回答申し上げます。

まず1つ目の令和5年地方創生臨時交付金でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の重点交付金の増額ということでの対象となっておりますので、そちらでお間違いございません。

また、通達に関してなんですが、第1回目が5月29日、実施計画の締切日、第2回目が10月2日ということで、国への報告期限が10月2日ということで現在のところスケジュールのほうはこちらのほうにも届いております。

また、3つ目の推奨メニュー以外の必要性についてということでの検討でございますが、こちらは推奨メニューが8個ございます。そちらに加えて、物価高騰対応として、さらに効果があるものについては9つ目以降に検討してもいいということで国のほうからは通知をいただいております。それを含めた形で検討をしまして、今回の補正予算のほうに計上しているところでございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（近藤真由美君） 私のほうからは、物価高騰に伴う低所得者支援事業と子育て世帯生活支援事業と、いつ頃給付できるのかということでございますけれど、低所得世帯のどなたになるかというのが6月1日現在で分かるということになっておりますので、今現在まだどなたにということとは決まっておられませんので、それをもってということになってきます。また、この議会が通りましたら早急にシステム改修等を進めてまいりたいと思っております。できるだけ早くお手元にまずは申請書をお送りして、それが届き次第、順次進めてまいりたいと思っておりますが、できれば9月頃までには給付ができればいいなと思っておりますので、できるだけ早くはやりたいと思っておりますが、そこをめどに事務を進めていきたいと思っております。

○議長（野村永一君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの水谷議員の御質問でございますが、3点あったかと思っております。

まず採択団体でございますが、本年度、令和4年度2次補正としての採択件数でございますが、全国で1,845の採択が受けられております。また、県内につきましては、18の市町が受けておるということでございます。また、こちらの事業主体としてGMOということでございますが、現在こちらは養老P a yのプラットフォーム自体がGMOが構築したものということで、そちらとの契約上、GMOが入っているということでございます。

また、職員体制につきましては、私を含め3名ということで、現行今運営を行っているという状況でございます。

また、この計画につきましては、町が主体性を持って取り組んでいるというところがございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 大変この事業は難しいといえますか、理解するには丁寧に情報共有しながらやっていかなくちゃいけない施策だなあというふうに思うんですが、その中で、住民のウェルビーイングというのが、満足度とか幸福度ということだそうですが、その住民のウェルビーイングというものがクーポンや商品券につながるという根拠についてお尋ねしたいと思います。

それから、本システムにより集積された情報は、誰が取得し利活用するのかお答えください。さらに情報漏えい起きたときのリスクは検討されているのでしょうか。既に連日マイナンバーについての漏えいが非常に大きな問題になっているんですが、こういう点についてはどのように検討されていますか。

それから行動変容がなぜ促されるのか、そのメカニズムが説明されていないような気がするんですが、それは丁寧にお答えいただきたいなというふうに思います。

最後に、この事業の評価の公表、あるいは検証はどのようにしていくのかお答えください。

○議長（野村永一君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま5点御質問いただいたと思います。

まず1点目、ウェルビーイングにつながる根拠ということでございますが、こちらにつきましては、昨年度も同様の事業、デジタル田園都市国家構想に資する取組を行っております。その中で、住民や事業者、それから観光客といった方へのデプスインタビューなどを通して、こちらについて行動変容を促すような内容についてのアンケートを取っております。その中で、こういった取組、ポイントだとか、例えばオンデマンドバスの利用などについて、こういった方向性を持つと皆様にとって一番いいのかという

ような御意見をいただいた中で、この次の展開ということにつながっております。

したがいまして、今の先ほどの4点目の行動変容というところでございますが、例えば健康活動を通して、そのポイントを付与することによって健康活動を取り組んでいくというようなことへ、行動変容へ促していきたいというようなことでございます。

また、情報につきましては、当然私ども、この養老P a yを構築したところで、データ連携基盤を持って私どもが管理していくということでございます。また、この情報の出し方につきましては、今後しっかりとした取組方針を決めて、どのように活用していくかということも決めていきたいというふうに思っております。

また、3点目の情報漏えいにつきましては、こちらにつきましては国のセキュリティー方針などにのっとり、十分な情報の活用、データなどの情報漏えいがないように取り組むということでシステム構築を進めていきたいというふうに思っております。

最後の5点目、評価につきましては、こちらにつきましては庁内の委員会等を持ちまして、その中でもしっかりと評価してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） ヘルスケアサービスの点もおっしゃいましたが、サービスを購入できる町民と購入できない町民の間にやはり格差が発生します。地域の医療や福祉、健康管理が企業主導型のシステムとして動き出すと、このシステムから疎外された町民の健康管理は誰が責任を負うのか伺っておきたいと思えます。

また、デジタル田園都市国家構想は、地方創生のバージョンアップとして位置づけられていますが、内容的にデジタル化を前面に出しているため、デジタル化を魔法のつえのように唱えているような気がします。デジタル化を進めることで地方が抱える諸問題を大きく解決できるかのようにアピールされているというふうに思えます。

デジタル田園都市国家構想の本質を本当に議会や町民も、庁舎内も理解しつつ、町民の利便性の向上や地域経済の発展、医療、福祉、教育の充実に寄与できるのであれば積極的な交付金を活用すべきだというふうに思っていますが、いずれにしても先日の全員協議会での説明、そして今日のやり取りだけではこの事業の理解は非常に難しいと思えますので、議決後もやはり丁寧にこの事業について情報共有をしていく必要性を強く申し述べておきたいというふうに思えます。以上です。

○議長（野村永一君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま水谷議員の2点の御質問と1点の御要望ということだと思えます。

まず1点目、このシステムの構築によって、サービスを受けられる受けられないというような差が出るのではないかとございまして、まずこのシステムによって

健康管理が行えるということとしては捉えておりません。1つ、このような状態を、情報を集積して、それらの内容をもって住民の皆様にフィードバックすると、そしてそういう健康活動についての理解などを促していきたいというふうに考えております。

また、これは関連しますが、デジタル化が問題解決の全ての魔法のつえのようなことかという認識は私どもも持っておりません。今も申し上げましたように、このデジタル化を活用しましてよりよいサービス、また施策への展開というところへつなげていきたいというふうに思っております。

また、情報共有につきましては、今後も引き続き皆様のほうへも情報のそごがないようにお伝えできる機会をつくってまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 私のほうからは、商工費関連の今の話題になっていることに関して質問をさせていただきたいと思います。

まず最初ですけれども、先ほど水谷議員からも指摘のあったように、今回のこのデジタル田園都市国家構想推進交付金事業ですけれども、先日の議員の懇談会での説明をもって提案説明に代えるようなやり方は、ちょっとどうなのかなというふうに感じております。

といいますのも今回のこの臨時会、ましてやこの改選直後の臨時議会というのは議論をする時間がとても少ないんですね。本来であれば所管の委員会に諮ってしっかり議論をもんでいただいて、なおかつ長い十何日ある議会の開会日数をもって、その間に議論が熟成されていくものであろうと考えるんですけど、こういった臨時議会に上程されると、今この場で話す、ましてや各1人の議員に対して3回しか質問をする権限がないんですね。こういった中で、こういう複雑な事業が入ってくるというのは非常に違和感を感じるんですけれども、こういった議会運営、行政の進め方、川地町長はどのように考えているのかお聞きしたいなというのがまず1点目。

次、内容に入っていきますけれども、国土交通省が進めるようなM a a Sとうまく絡めたりとか、国の事業のメニューを受けるために結構大風呂敷を広げたなという印象なんですけれども、これまでのこの養老P a yにかかっていたコスト、当然今回かなり大規模なシステム改修とシステム、アプリの拡大を狙っているように見えるので、当然コストも相当上がるんじゃないか、固定費ですね。こういった固定費の上がり具合、昨年度ベースでこの次年度以降と、令和5年度以降、どのように試算しているのか、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（野村永一君） 川地憲元町長、答弁をお願いします。

○町長（川地憲元君） 1点目の岩永議員の御質問ですけれども、議会運営委員会は今回

はなかったんですが、議運の席でもやっぱりそういうお話いただきまして、やはりこの臨時会に提出しただけでは議論の場がない、そういったことで全協に代わるこの間の懇談会の席で、多分私はもらっていませんけれども、お手元に詳しい資料を提示させていただいて説明する、そういった形に変わってまいりました。

こういった議論の中で、先ほどほかの議員の方もおっしゃられましたとおり、大変分かりにくいと思います。私も聞いておってもよく分からない点もありますし、やはり一般の町民の方にはデジタルディバイドではありませんけど、そういったものにアレルギー、お年寄りなんかは特についていきにくい部分もありますので、例えば庁舎前ではスマホの研修会、勉強会、そういったものもやらせてもらっておりますので、町民の方にはしっかりと丁寧に説明しながら、議員先ほど言われたとおり、議会の中でも今後しっかりとお示しさせていただきながら進めたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（野村永一君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の御質問でございますが、固定費ということで、これまで養老P a yのシステム利用料としまして、約700万程度お支払いしております。今後データ連携基盤等に対する管理費等、ランニング費用ということで1,000万円ほど計上させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 答弁いただきましたが、例えばこの近隣で見ますと、お隣大垣市なんかは独自のこういう地域通貨、養老P a yのようなものは使わずに、既存の大手がやっている電子マネーというか、そういうシステムに乗っかる形で事業を展開しております。

大体メジャーなやり方はこういうので、それ以外でいうと、この間まで、今は継続が決まって7月までやりますけど、全国旅行支援のクーポンですね。これがリージョンペイというシステムなんですけれども、これを使ってやるような、これも大手が展開するようなものに乗っかる形でやっているんですけど、養老町は独自のアプリをつくってやっているわけですけど、これを一体どこまで拡張していくつもりで、この全体的な、最終的な構想というのが見えないのがなかなか我々の判断の難しいところで、今回も国の事業と言いながら、半分ほどの1億3,600万円が一般財源で町の持ち出しになるわけですよね。何かやるごとに町もこうやってお金がかかっていくので、なかなか先ほどの固定費等を含めて今後町にのしかかってくる負担というのが、未来に対する負担がちょっとだんだん増えつつあるところに懸念を感じるんですけども、その拡張の最終段階というのが見えているのかというのを、こういうふうにしたんだというのがあれば、も

う少しこう、もやんとしたものではなく、こうやって聞いている我々が分かるような形で最終の目標地点をお知らせいただきたいんですけれども、なかなか難しい、答えにくいことだとは思うんですけれども。

○議長（野村永一君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の質問でございますが、今回お配りしておりますスマートタウン養老プロジェクトの事業概要ということでございますが、こちらのほうの事業概要の最後のほうに書いてございますが、行動変容を促し住民のウェルビーイングを達成するとともに、関係人口の最大化を図りますということでございます。これは一言でなかなか説明して、じゃあ何だということにはなろうかと思いますが、基本的には例えば先ほど言いました健康活動だとか、そういったものの行動変容を促すこと、それから関係人口の創出ということで、観光客の方への利便性の訴求だとかそういったもので、端的にこの事業によって収支が表れるものではなくて、それ以外の部分で、例えば医療費の減額につながる施策だとか、そういったものにつなげてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 今課長が健康のことをおっしゃったので、ちょっと付け加えさせていただくと、先日の議員懇談会で配られたこの資料の中の6ページ目かな、行動変容を促すための具体的施策というところで、全体イメージで多分イラスト屋さんのイラストを使っておるんですけど、御高齢の男女が4人ほどいる絵なんですけど、こういう高齢世代が対象なんだと。このイメージなのでね、イメージで出しておるから話をするんですけど、まさにこの層というのはスマホを持っていない層であったりとか、アプリを使いこなさない層、持っても電話を使う程度の、先ほど町長は勉強できる場をつくらせているよとかと言いますが、現実なかなかそう難しく、松永議員がおっしゃるように行政サービスの平等な受け取りが、受信ができないんじゃないかなあという懸念を感じるんですけれども、これを見ているといろんな、特に本当に疑問と大丈夫かなあという不信な部分があるんですけれども、質問のしようがないので、ここの部分をしっかりすくい上げられるような、誰でも行政サービスを受けられるような体制づくりをどうやってしていくのか。私も、そのどうすればこのイメージ図にあるような人たちが、この拡張した養老Payアプリを自由自在に使いこなせるようになるのかという答えは、とてもじゃないけど提案できないんですけれども、もしこれだけのたくさん執行部がいらっしゃるんで、皆さんの知恵を出し合ってできるのであれば実現していただきたいなあと思うんで、最後に指摘という形で申し述べさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、これより採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（野村永一君） これをもちまして、本日の議事日程にあります議案の審議は全て終了しました。
お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。
よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。令和5年第1回養老町議会臨時会を閉会します。
長い時間ありがとうございました。御苦労さまでした。

（閉会時間 午後1時54分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年5月15日

臨時議長 早 崎 百 合 子

新議長 野 村 永 一

議 員 佐 野 伸 也

議 員 大 橋 み ち 子